

(別添2)

令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の
企画書等審査の手順

1 企画書審査委員会の設置等

中国四国地方環境事務所に設置する「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 中国四国地方環境事務所長
委員 中国四国地方環境事務所保全統括官（四国事務所長）
中国四国地方環境事務所環境対策課長
中国四国地方環境事務所四国事務所環境対策課課長補佐

※委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点
・秀	5点	×2
・優	4点	
・良	3点	
・準良	2点	
・可	1点	
・不可	0点	

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者及び審査経過を中国四国地方環境事務所総務課長へ報告し、中国四国地方環境事務所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。